

四半期報告書

(第9期第2四半期)

株式会社クロス・マーケティング

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	13
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
1 【四半期財務諸表】	15
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社クロス・マーケティング

【英訳名】 Cross Marketing Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目15番2号

【電話番号】 03-3549-0603

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 人見 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座八丁目15番2号

【電話番号】 03-3549-0603

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 人見 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第8期 第2四半期 累計期間	第9期 第2四半期 累計期間	第8期 第2四半期 会計期間	第9期 第2四半期 会計期間	第8期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)	1,622,537	1,915,064	704,808	809,319	3,483,346
経常利益 (千円)	208,851	200,099	34,342	22,731	407,648
四半期(当期)純利益 (千円)	121,939	107,081	19,127	14,068	220,788
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	24,965	78,857	14,334	32,731	39,972
資本金 (千円)	—	—	265,919	270,050	267,112
発行済株式総数 (千株)	—	—	3,184	3,229	3,198
純資産額 (千円)	—	—	1,463,696	1,562,444	1,482,387
総資産額 (千円)	—	—	1,913,856	2,061,517	2,229,229
1株当たり純資産額 (円)	—	—	458.75	509.53	484.04
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	38.36	34.98	6.02	4.61	69.82
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	37.64	34.33	5.90	4.53	68.45
1株当たり配当額 (円)	2.00	3.50	2.00	3.50	5.50
自己資本比率 (%)	—	—	76.3	75.7	66.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	169,191	48,664	—	—	378,100
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△204,518	△51,243	—	—	△589,036
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	885	△27,484	—	—	△71,209
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	796,783	519,017	549,081
従業員数 (名)	—	—	150 (23)	176 (38)	157 (26)

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結会計期間等にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	176(38)
---------	---------

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を表示しております。
2 従業員数欄の()内は外数であり、当第2四半期会計期間の臨時従業員平均人員数であります。
3 臨時従業員には、人材派遣会社からの派遣社員、アルバイトを含みます。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社のネットリサーチ事業は、販売実績のほとんどが生産実績であることから、生産実績の記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社では、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

事業部門別の名称	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	前年同四半期比(%)
ネットリサーチ事業(千円)	809,319	+14.8

(注) 1 主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
㈱電通リサーチ	147,598	20.9	132,807	16.4

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社の当第2四半期会計期間の業績は、下表のとおり、売上高は増収を確保、営業利益、経常利益及び四半期純利益は減益となりました。

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	増減額 (増減率)
売上高	704,808	809,319	+104,510 (+14.8%)
営業利益	32,820	21,244	△11,576 (△35.3%)
経常利益	34,342	22,731	△11,611 (△33.8%)
四半期純利益	19,127	14,068	△5,059 (△26.5%)

(売上高)

当第2四半期会計期間においては、前事業年度までに強化・拡充を図ってまいりましたワンストップサービス（付加価値の高い集計・分析・レポート作成といった実査以外のサービス、グループインタビュー・会場調査などの周辺サービス等）の提供や、企画提案型営業の推進を積極的に行ってまいりました。その結果、新規顧客の開拓が順調に進むとともに、既存顧客への深耕により案件数が増加いたしました。

その結果、当第2四半期会計期間における売上高は、809,319千円（前年同四半期比14.8%増）となりました。

(営業利益)

当第2四半期会計期間においては、前事業年度に引き続きコスト削減の積極的な取り組みを実施いたしました。業容拡大に伴う増員による人件費、設備投資による減価償却費など、中長期的な成長を促すための各種経費は増加いたしました。その結果、営業利益は21,244千円（同35.3%減）となりました。

(経常利益)

当第2四半期会計期間においては、営業利益の減少、有価証券利息などの発生により、経常利益は22,731千円（同33.8%減）となりました。

(四半期純利益)

税効果会計適用後の法人税等の負担率は38.1%であり、四半期純利益は14,068千円（同26.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

① 財政状態

当第2四半期会計期間末の財政状態は、資産については、流動資産が1,334,125千円（対前事業年度末比137,993千円減）となりました。これは主に、現金及び預金、売掛金が減少したことによるものであります。主な項目としては、現金及び預金319,076千円、売掛金486,072千円、有価証券400,699千円となっております。固定資産は727,392千円（同29,720千円減）となりました。主な項目としては、ソフトウェア298,058千円、投資有価証券123,580千円、関係会社株式110,803千円となっております。

す。その結果、総資産は2,061,517千円(同167,712千円減)となりました。

負債については、流動負債が480,521千円(同266,321千円減)となりました。これは主に、買掛金、未払金、未払法人税等が減少したことによるものであります。主な項目としては、買掛金266,319千円となっております。固定負債は18,552千円(同18,552千円増)となりました。これは資産除去債務を計上したことによるものであります。その結果、負債は499,073千円(同247,769千円減)となりました。

純資産は1,562,444千円(同80,057千円増)となりました。主な項目としては利益剰余金が1,167,718千円となっております。

② キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前四半期会計期間末と比べ125,817千円増加し、519,017千円となりました。当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は140,499千円(前年同四半期比40,336千円増)となりました。主な要因は、仕入債務の減少122,029千円の減少要因があった一方で、税引前四半期純利益22,731千円の計上、減価償却費39,450千円の計上、売上債権の減少202,909千円による増加要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は13,669千円(同37,759千円増)となりました。主な要因は、その他投資による支出25,200千円による減少要因があった一方で、補助金の受取額33,674千円の増加要因があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は1,012千円(同1,897千円減)となりました。主な要因は、配当金の支払2,855千円の支出があったことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期会計期間の研究開発費の総額は3,425千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

なお、前四半期会計期間末に計画中であった開発中のソフトウェアが、当第2四半期会計期間中に完成いたしました。当該設備の状況は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
			ソフトウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	ネットリサーチ事業	新アンケートシステム	127,080	127,080	173

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,560,000
計	10,560,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,229,400	3,233,600	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	3,229,400	3,233,600	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年4月13日臨時株主総会決議

第1回新株予約権(平成18年4月13日取締役会第一回付与決議 平成18年4月17日付与)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	110 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000(注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 平成20年4月18日 至 平成24年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150(注) 6 資本組入額 75
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

(注) 1. 平成18年4月13日臨時株主総会決議より承認を受けた新株予約権の数は356個で、同日開催の取締役会決議により356個すべての新株予約権を付与しております。退職等の理由により付与された新株予約権を行使す

る資格を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減少させております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

株式分割または株式併合を行う場合、各新株予約権の行使により発行する株式数は、株式分割または株式併合の基準日の翌日から次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

また、本新株予約権にかかる株主総会決議日以降、当社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使時の払込金額の調整

- ① 本新株予約権にかかる株主総会決議日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割または株式併合の基準日の翌日から次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

- ② 本新株予約権にかかる株主総会決議日以降、当社がこの行使価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合(ただし、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- ③ 本新株予約権にかかる株主総会決議日以降に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または使用人の何れかの地位を有している場合に限り、ただし、新株予約権者が、定年退職、任期満了による退任または解雇を除く当社もしくは当社の子会社の都合によりこれらの地位を失った場合で代表取締役が妥当と認めたものはこの限りではありません。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の行使単位は1個単位とします。
- ④ 新株予約権の行使は、当社が発行する普通株式にかかる株券が国内の証券取引所に上場した場合に限り、
- ⑤ このほかの条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。

5. 新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要するものとします。ただし、本新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることならびに新株予約権者が新株予約権の行使時の非課税措置の適用を受け得ることを要することに鑑み、新株予約権割当契約書において、譲渡ができないことを規定するものとします。

6. 平成20年4月18日付で株式1株を100株にする株式分割をしており、事業年度末現在及び提出日の前月末現在の記載内容は調整後の内容を記載しております。

② 平成18年4月13日臨時株主総会決議

第2回新株予約権(平成18年12月26日取締役会第二回付与決議 平成18年12月26日付与)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	400 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000 (注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150(注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 平成21年1月1日 至 平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150(注) 6 資本組入額 75
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成18年4月13日臨時株主総会決議より承認を受けた新株予約権の数は994個で、平成18年12月26日開催の取締役会決議により994個すべての新株予約権を付与しております。退職等の理由により付与された新株予約権を行使する資格を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減少させております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

株式分割または株式併合を行う場合、各新株予約権の行使により発行する株式数は、株式分割または株式併合の基準日の翌日から次の算式により調整されるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

また、本新株予約権にかかる株主総会決議日以降、当社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使時の払込金額の調整

① 本新株予約権にかかる株主総会決議日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割または株式併合の基準日の翌日から次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

② 本新株予約権にかかる株主総会決議日以降、当社がこの行使価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合(ただし、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)または自己株式を処分するときは、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

③ 本新株予約権にかかる株主総会決議日以降に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役または使用人の何れかの地位を有している場合に限り、ただし、新株予約権者が、定年退職、任期満了による退任または解雇を除く当社もしくは当社の子会社の都合によりこれらの地位を失った場合で代表取締役が妥当と認めたものはこの限りではありません。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 新株予約権の行使単位は1個単位とします。
 - ④ 新株予約権の行使は、当社が発行する普通株式にかかる株券が国内の証券取引所に上場した場合に限り、ます。
 - ⑤ このほかの条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによります。
5. 新株予約権を譲渡するときには、取締役会の承認を要するものとします。ただし、本新株予約権がストックオプションを目的として発行されるものであることならびに新株予約権者が新株予約権の行使時の非課税措置の適用を受け得ることを要することに鑑み、新株予約権割当契約書において、譲渡ができないことを規定するものとします。
6. 平成20年4月18日付で株式1株を100株にする株式分割をしており、事業年度末現在及び提出日の前月末現在の記載内容は調整後の内容を記載しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注)1	17,100	3,229,400	1,591	270,050	1,591	220,050

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当四半期会計期間末日後四半期報告書提出日までの間に、新株予約権行使により、発行済株式総数が4,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ378千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成23年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
五十嵐 幹	東京都江東区	1,404,000	43.48
株式会社ECナビ	東京都渋谷区神泉町8-16	430,000	13.32
人見 茂樹	東京都港区	115,000	3.56
山崎 晴生	東京都八王子市	110,200	3.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	103,800	3.21
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	85,000	2.63
増田 利光	静岡県焼津市	80,100	2.48
株式会社電通リサーチ	東京都中央区銀座7丁目4-17	80,000	2.48
株式会社ビデオリサーチ	東京都千代田区三番町6-17	80,000	2.48
五十嵐 史子	東京都江東区	65,000	2.01
計	—	2,553,100	79.06

(注) 上記のほか当社保有の自己株式166,076株(5.14%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 166,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,063,000	30,630	—
単元未満株式	普通株式 400	—	—
発行済株式総数	3,229,400	—	—
総株主の議決権	—	30,630	—

② 【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社クロス・マーケ ティンク	東京都中央区銀座8-15-2	166,076	—	166,076	5.14
計	—	166,076	—	166,076	5.14

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	990	1,506	1,500	1,320	1,387	1,360
最低(円)	740	718	680	1,050	1,145	1,151

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第2四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び前第2四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	319,076	349,081
受取手形	29,115	29,547
売掛金	486,072	581,144
有価証券	400,699	400,508
商品及び製品	183	—
仕掛品	40,589	44,642
貯蔵品	1,064	1,628
前払費用	23,368	18,384
繰延税金資産	14,696	36,446
その他	19,574	11,108
貸倒引当金	△311	△370
流動資産合計	1,334,125	1,472,117
固定資産		
有形固定資産		
建物	48,104	30,669
減価償却累計額	△24,461	△13,356
建物(純額)	23,642	17,313
工具、器具及び備品	* 148,291	177,413
減価償却累計額	△111,526	△98,227
工具、器具及び備品(純額)	36,765	79,186
有形固定資産合計	60,407	96,500
無形固定資産		
商標権	383	416
ソフトウェア	* 298,058	193,250
ソフトウェア仮勘定	4,847	133,005
無形固定資産合計	303,288	326,671
投資その他の資産		
投資有価証券	123,580	154,105
関係会社株式	110,803	70,000
敷金	82,564	82,820
繰延税金資産	37,300	27,016
その他	9,881	431
貸倒引当金	△431	△431
投資その他の資産合計	363,697	333,941
固定資産合計	727,392	757,112
資産合計	2,061,517	2,229,229

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	266,319	358,291
短期借入金	8,000	8,000
未払金	58,454	111,145
未払費用	35,912	43,336
未払法人税等	78,818	182,556
未払消費税等	20,688	29,622
その他	12,330	13,893
流動負債合計	480,521	746,843
固定負債		
資産除去債務	18,552	—
固定負債合計	18,552	—
負債合計	499,073	746,843
純資産の部		
株主資本		
資本金	270,050	267,112
資本剰余金		
資本準備金	220,050	217,112
資本剰余金合計	220,050	217,112
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,167,718	1,071,337
利益剰余金合計	1,167,718	1,071,337
自己株式	△96,986	△75,886
株主資本合計	1,560,833	1,479,674
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32	41
評価・換算差額等合計	32	41
新株予約権	1,579	2,671
純資産合計	1,562,444	1,482,387
負債純資産合計	2,061,517	2,229,229

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
売上高	1,622,537	1,915,064
売上原価	968,372	1,221,637
売上総利益	654,165	693,428
販売費及び一般管理費	* 447,998	* 497,809
営業利益	206,167	195,619
営業外収益		
受取利息及び配当金	205	119
有価証券利息	939	1,592
業務受託料	1,200	1,200
補助金収入	—	2,241
その他	355	77
営業外収益合計	2,699	5,230
営業外費用		
支払利息	—	93
自己株式取得費用	—	632
その他	15	26
営業外費用合計	15	750
経常利益	208,851	200,099
特別損失		
固定資産除却損	876	1,517
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	9,349
特別損失合計	876	10,866
税引前四半期純利益	207,975	189,233
法人税、住民税及び事業税	91,737	70,680
法人税等調整額	△5,701	11,473
法人税等合計	86,036	82,152
四半期純利益	121,939	107,081

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	704,808	809,319
売上原価	429,451	530,924
売上総利益	275,357	278,395
販売費及び一般管理費	* 242,537	* 257,151
営業利益	32,820	21,244
営業外収益		
受取利息及び配当金	76	57
有価証券利息	508	735
貸倒引当金戻入額	359	142
業務受託料	600	600
その他	—	21
営業外収益合計	1,543	1,554
営業外費用		
支払利息	—	53
その他	22	14
営業外費用合計	22	67
経常利益	34,342	22,731
特別損失		
固定資産除却損	787	—
特別損失合計	787	—
税引前四半期純利益	33,555	22,731
法人税、住民税及び事業税	20,518	11,969
法人税等調整額	△6,090	△3,306
法人税等合計	14,428	8,663
四半期純利益	19,127	14,068

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	207,975	189,233
減価償却費	51,482	74,724
長期前払費用償却額	—	3,150
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△129	△59
受取利息及び受取配当金	△1,144	△1,712
補助金収入	—	△2,241
支払利息	—	93
固定資産除却損	876	1,517
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	9,349
売上債権の増減額 (△は増加)	19,283	95,504
たな卸資産の増減額 (△は増加)	622	4,434
仕入債務の増減額 (△は減少)	△15,843	△91,972
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	2,859	△1,850
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△32,536	△60,665
小計	233,447	219,504
利息及び配当金の受取額	1,026	3,135
利息の支払額	—	△93
法人税等の支払額	△65,282	△173,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	169,191	48,664
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	10,000	—
有価証券の取得による支出	△100,612	△101,149
有価証券の売却による収入	—	100,000
投資有価証券の取得による支出	△30,487	△10,692
有形固定資産の取得による支出	—	△1,206
無形固定資産の取得による支出	△69,996	△47,926
貸付金の回収による収入	9,000	1,000
補助金の受取額	—	33,674
その他	△22,424	△24,944
投資活動によるキャッシュ・フロー	△204,518	△51,243
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	885	4,785
自己株式の取得による支出	—	△21,731
配当金の支払額	—	△10,538
財務活動によるキャッシュ・フロー	885	△27,484
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△34,443	△30,064
現金及び現金同等物の期首残高	831,226	549,081
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 796,783	* 519,017

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は1,310千円、税引前四半期純利益は10,659千円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は18,423千円であります。

【表示方法の変更】

当第2四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期末 (平成23年6月30日)	前会計期末 (平成22年12月31日)
※ 固定資産のうち補助金の受入による圧縮記帳額は次のとおりであります。	
工具、器具及び備品	30,328千円
ソフトウェア	1,105千円
計	31,433千円

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	10,446千円	20,684千円
販売促進費	47,429千円	19,371千円
役員報酬	45,713千円	50,717千円
給与手当	204,608千円	227,542千円
法定福利費	28,115千円	33,465千円
地代家賃	16,206千円	22,216千円

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
広告宣伝費	5,449千円	12,895千円
販売促進費	26,572千円	8,330千円
役員報酬	23,400千円	27,317千円
給与手当	107,824千円	115,565千円
法定福利費	15,409千円	17,548千円
地代家賃	8,150千円	11,520千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)		
※ 現金及び現金同等物の当第2四半期累計期間末残高と当第2四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の当第2四半期累計期間末残高と当第2四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在) (千円)		
現金及び預金勘定	394,774	現金及び預金勘定	319,076
有価証券勘定	502,325	有価証券勘定	400,699
投資期間が3ヶ月を超える有価証券	△100,315	投資期間が3ヶ月を超える有価証券	△200,758
現金及び現金同等物	796,783	現金及び現金同等物	519,017

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,229,400株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 166,076株

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高等

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第2四半期会計期間末残高 1,579千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	10,700	3.50	平成22年12月31日	平成23年3月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年8月11日 取締役会	普通株式	10,722	3.50	平成23年6月30日	平成23年9月12日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	24,965	78,857

	前第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	60,000	100,803
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	133,787	268,261
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	14,334	32,731

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はネットリサーチ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年6月30日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	509.53円	1株当たり純資産額	484.04円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)		当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	38.36円	1株当たり四半期純利益金額	34.98円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	37.64円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	34.33円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	121,939	107,081
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	121,939	107,081
期中平均株式数(千株)	3,179	3,062
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	61	58
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6.02円	1株当たり四半期純利益金額	4.61円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5.90円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4.53円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	19,127	14,068
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	19,127	14,068
期中平均株式数(千株)	3,179	3,050
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	65	54
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間
(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

当社は、平成23年7月5日開催の取締役会において、当社もしくは子会社が株式会社インデックスの事業のうち、モバイル向けソリューション事業の一部を譲り受けることを決議し、同日当社と株式会社インデックスは事業譲受に関する基本合意書を締結いたしました。

また、当該基本合意書に基づき平成23年7月26日に、当社の子会社である株式会社クロス・コミュニケーションは、株式会社インデックスと事業譲受契約書を締結いたしました。

その概要は、次のとおりであります。

1. 事業譲受けの理由

ネットリサーチ事業を展開する当社では、お客様のマーケティング上の課題にワンストップで対応するために、ネットリサーチに加え周辺サービスの強化・拡充に努めてまいりました。

顧客企業の抱える様々なマーケティング課題に対するソリューションの幅を拡大させることが、当社の事業機会の拡大、顧客満足度の向上につながることから、今回、当該事業を当社に取り込むことで、顧客企業の会員サイトの企画/構築、新規リサーチ・プロモーション商材の開発、ソーシャルメディアへの対応などのサービスを通じて、更なる業容の拡大と、企業価値の向上を図るものであります。

2. 相手先の名称

株式会社インデックス

3. 譲受事業の内容

モバイル向けビジネスソリューション事業

4. 譲受事業の売上高

売上高 983百万円 (平成22年8月期)

5. 譲受け事業の資産・負債の項目

譲受け事業の資産は、売上債権、仕掛品、ソフトウェア等、負債は、買掛金、未払金等であり、平成23年7月31日現在で引き継ぎを行っておりますが、金額については現在精査中であり確定しておりません。

また、譲受事業に従事する従業員のうち転籍を承諾したものについては、平成23年7月31日までに株式会社インデックスを退職し、株式会社クロス・コミュニケーションは平成23年8月1日をもって全員を雇用しております。

6. 譲受価額及び決済方法

譲受価額 400百万円

決済方法 現金

7. 譲受日

平成23年8月1日

8. 会計処理の概要

譲受け価額と譲受け事業の資産・負債の差額として、正の「のれん」が発生することを見込んでおります。その場合には、今後一定期間で償却する予定であります。

(リース取引関係)

当第2四半期会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

2 【その他】

第9期(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)中間配当については、平成23年8月11日開催の取締役会において、平成23年6月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 10,722千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 3円50銭 |
| ③ 支払い請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成23年9月12日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月3日

株式会社 クロス・マーケティング


取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員


公認会計士

松本 保範 

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

水野 雅史 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロス・マーケティングの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クロス・マーケティングの平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月3日

株式会社 クロス・マーケティング


取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員


公認会計士

松本保範 

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

水野雅史 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロス・マーケティングの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クロス・マーケティングの平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【会社名】	株式会社クロス・マーケティング
【英訳名】	Cross Marketing Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 人見 茂樹
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目15番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長五十嵐幹及び当社最高財務責任者人見茂樹は、当社の第9期第2四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。